

京都府土木工事等電子納品実施マニュアル（案）

令和4年3月

京都府建設交通部指導検査課

（マニュアルの適用）

第1条

京都府建設交通部において実施する土木工事の一部及び土木設計業務等の電子納品において、統一的な運用を図るため、本マニュアルを定める。

なお、本マニュアルは、土木工事及び土木設計業務等を対象とするが、土木設計業務等については、次のとおり読み替えるものとする。

- ・ 工事 → 設計業務等
- ・ 施工計画書 → 業務計画書
- ・ 完成図書 → 成果品
- ・ 土木工事書類一覧表 → 設計図書

（電子納品の実施）

第2条

電子納品は、国土交通省において策定された各電子納品要領等及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施する。

京都府の電子納品スケジュール

		～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～
業務委託	成果品	全件実施				
土木工事	工事写真	実施 (1,000万円以上) 試行 (1000万円未満)	全件実施			
	書類等	実施 (2,500万円以上) 試行 (2,500万円未満)	全件実施			
	その他 (図面)	全件試行	実施 (2,500万円以上) 試行 (2,500万円未満)	全件実施		

(対象工事等)

第3条

- (1) 設計業務等については、全件実施とする。
- (2) 土木工事等については、工事写真、書面等、その他(図面)のすべてを全件実施とする。
- (3) 対象工事で電子納品が実施できなければ不履行と判断する。ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く。

(入札時の条件等)

第4条

電子納品の対象工事の場合は、本工事が電子納品の対象であることを下記を参考に特記仕様書に記載し、入札時の条件とすることとする。

【土木工事等】

(電子納品の実施)

- 1 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品等要領等、京都府電子納品実施マニュアル(案)(令和4年3月)及び京都府電子納品ガイドライン(案)(令和4年3月)に基づき実施しなければならない。

【設計業務等】

(電子納品の実施)

- 1 本設計業務等は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象業務委託であり、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領等、京都府電子納品実施マニュアル(案)(令和4年3月)及び京都府電子納品ガイドライン(案)(令和4年3月)に基づき実施しなければならない。

(監督職員の役割)

第5条

- (1) 事前協議時に工事の基礎情報等を受注者に通知するとともに、事前協議チェックシートに基づく協議を実施すること。
- (2) 施工計画書において、受注者に電子納品の実施方法等を記載(事前協議チェックシートの添付でも良い)させること。
- (3) 受注者の電子データの保存方法やバックアップ方法及び電子データの管理項目に従って整理が行われているかを、工事着手後の早い時期に確認し、受注者の電子納品実施体制を把握し、電子納品成果を確実に提出できるよう指導すること。
- (4) 検査前までに、工事成果が事前協議に基づき実施されているか確認すること。
- (5) 電子媒体による検査の準備を行うこと。
- (6) 電子納品成果を京都府電子納品保管管理システムへ登録すること。

（工事の完成図書）

第6条

- （1）完成図書は、土木工事書類一覧表に基づき作成する。なお、電子化に要する費用は受注者の負担とする。
- （2）完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部とする。なお、紙媒体の成果品は簡易な製本で良い。（金文字製本等は不要とする。）
- （3）打ち合せ簿等印鑑の必要な書類については、紙媒体の資料のみ押印し、電子データについては押印欄は空白で良い。
- （4）検査で完成図書として不備があれば、修正箇所のわかる紙媒体と修正後の電子媒体の提出を求めることとする。

（完成検査）

第7条

検査は、土木工事書類一覧表に基づき提出された電子媒体及び紙媒体により実施する。検査時は、仮成果により受検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を提出すること。

電子媒体で行う検査については、監督職員が、事前にウィルスチェック及び本マニュアル等に基づいているかチェックを実施し、その結果を検査員に報告すること。

なお、検査に必要な機材（パソコン、プロジェクター等）は、原則、受注者が用意するものとする。また、検査時のパソコン操作は、原則、受注者が行うこととする。

（評価）

第8条

- （1）電子納品対象工事（設計業務等）においては、成績評定での評価は行わないものとする。
- （2）電子納品対象工事（設計業務等）において電子納品を実施しなかった場合は、当該工事（設計業務等）は不履行と判断する。（ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く）

（アンケート）

第9条

発注者は、受注者に対して電子納品に対するアンケートを実施する場合がある。その場合には、受注者はアンケートに協力するものとする。

改定箇所	京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)	旧(R3.3)	京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)	新(R4.3)	旧ページ	新ページ	備考																														
京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案) 令和3年3月 京都府建設交通指書検査課 (マニュアルの適用) 第1条 京都府建設交通指書において実施する土木工事の一部及び土木設計業務等の電子納品に おいて、統一的な運用を図るため、本マニュアルを定める。 なお、本マニュアルは、土木工事及び土木設計業務等を対象とするが、土木設計業務 等については、次のとおり読み替えるものとする。 ・工事 → 設計業務等 → 業務計画書 → 成果品 → 完成図書 → 設計図書 → 土木工事書類一覧表 (電子納品のスケジュール) 第2条 電子納品は、国土交通省において策定された各電子納品要領等及び京都府電子納品ガイ ドライン(案)に基づき実施する。工事等及び書類等については令和3年度より全件 実施とし、図面については順次実施に移行する。 京都府の電子納品スケジュール <table><tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>業務委託</td><td>全件実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>成果品</td><td>全件実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>工事写真</td><td>全件実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>業務計画書</td><td>全件実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他(図面)</td><td>全件移行</td><td>全件移行</td><td>全件移行</td><td>全件実施</td></tr></table>									令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	業務委託	全件実施				成果品	全件実施				工事写真	全件実施				業務計画書	全件実施				その他(図面)	全件移行	全件移行	全件移行	全件実施
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																	
業務委託	全件実施																																				
成果品	全件実施																																				
工事写真	全件実施																																				
業務計画書	全件実施																																				
その他(図面)	全件移行	全件移行	全件移行	全件実施																																	

改定箇所

京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)

旧(R3.3)

京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)

新(R4.3)

旧ページ

新ページ

備考

京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)

令和3年3月

京都府建設交通指書検査課

(マニュアルの適用)

第1条

京都府建設交通指書において実施する土木工事の一部及び土木設計業務等の電子納品に
おいて、統一的な運用を図るため、本マニュアルを定める。
なお、本マニュアルは、土木工事及び土木設計業務等を対象とするが、土木設計業務
等については、次のとおり読み替えるものとする。

・工事

→ 設計業務等

→ 業務計画書

→ 成果品

→ 完成図書

→ 設計図書

→ 土木工事書類一覧表

(電子納品のスケジュール)

第2条

電子納品は、国土交通省において策定された各電子納品要領等及び京都府電子納品ガイ
ドライン(案)に基づき実施する。工事等及び書類等については令和3年度より全件
実施とし、図面については順次実施に移行する。

京都府の電子納品スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務委託	全件実施			
成果品	全件実施			
工事写真	全件実施			
業務計画書	全件実施			
その他(図面)	全件移行	全件移行	全件移行	全件実施

電子納品の対象を
拡大したため。

控え頁

1/3

改定箇所	旧(H28)	新(R2)	備考
京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)	(評価) 第8条 (1) 電子納品対象工事における評価項目(図面)に基づいて電子納品に対応した場合、<u>工事成績評定の主任監督員の審査項目の相対(物量工夫)において、電子納品の執行評価(ポイント加算)を行うものとする。</u> (2) 電子納品対象工事(設計業務等)における実施(必須)項目の電子納品への対応については、<u>成績評定における評価は行わないものとする。</u> (3) 電子納品対象工事(設計業務等)における実施(必須)項目について、電子納品を実施しなかった場合は、当該工事(設計業務等)は不履行と判断する。(ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く)	(評価) 第8条 (1) <u>電子納品対象工事(設計業務等)においては、成績評定での評価は行わないものとする。</u> (2) 電子納品対象工事(設計業務等)において電子納品を実施しなかった場合は、当該工事(設計業務等)は不履行と判断する。(ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く)	旧ページ 新ページ 3,4 3